

(別表)

| 職名 | 基本給 | 手 当 |
|------|--|--|
| 理事長 | 教員基本給表の最高号俸とする | 月額20万円、特別手当（賞与及び春季手当）、扶養手当支給 |
| 学 長 | 教員基本給表に基づき理事長が定める | 月額20万円、特別手当（賞与及び春季手当）、扶養手当支給 |
| 常務理事 | 教員基本給表に基づき理事長が定める | 月額10万円、特別手当（賞与及び春季手当）、扶養手当支給 |
| 理 事 | 専任教職員の場合 本学給与規程による 教職員以外の場合 支給しない | 専任教職員の場合 月額6万円、賞与時10万円加算、 他手当は本学給与規程による 教職員以外の場合 月額6万円、賞与時10万円支給、 他手当は支給しない |
| 監 事 | 支給しない | 月額5万円 |
| 評議員 | 専任教職員の場合 本学給与規程による 教職員以外の場合 支給しない | 専任教職員の場合 賞与時5万円加算、 他手当は本学給与規程による 教職員以外の場合 賞与時5万円支給、 他手当は支給しない |
| 顧 問 | 理事会で定める | 理事会で定める |